

酒田駅前地区活性化協議会 規約

庄内地方・酒田市での人口減少の進行や社会情勢などが大きく変わりつつある中、酒田市の顔として発展してきた酒田駅前地区は、市街地再開発事業により再生されており、まさに大きな転換期を迎えている。

当地区では、酒田市の交流拠点といった都市像や、環境、魅力、安全安心、共働など、今後求められる都市づくりの視点を踏まえながら、持続可能な街づくりを牽引していくことが必要と考えている。このことから、その実現に向け、地区の地権者等が互いの立場の違いを超えて積極的に共働するための場として、酒田駅前地区活性化協議会を設立するものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、酒田駅前地区活性化協議会(以下「本会」という。)と称する。

2 本会は、事務所を酒田市幸町一丁目 10 番 1 号 ミライニ内事務所におく。

(目的)

第2条 本会は、酒田駅前地区(以下「地区」という。)及びその周辺エリアにおいて、地区の地権者及び地区の活性化を考える者の共働によって持続可能な街づくりを推進することを目的とする。

(対象とする活動の範囲)

第3条 本規約が対象とする地区は、別紙に定める酒田市幸町地内他とする。

2 前項に示す地区は、酒田市立地適正化計画(平成 31 年 3 月策定)に定める都市機能誘導区域における広域連携を見据えて設定したものであり、総会の議決により対象エリアを変更することができるものとする。

(業務)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、地区において次の業務を行う。

- (1) 酒田駅前のエリアマネジメント全般
- (2) 美化サポーター活動
- (3) イベントの開催
- (4) 地域関係者や行政等との協議及び調整・連携

- (5) 行政、その他まちづくり団体からの受託事業
 - (6) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業
- 2 本会は、前項に定める業務の全部、又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおり正会員、賛助会員から構成される。

- (1) 正会員 本会の正会員が所属する光の湊 A 棟管理組合及びミライニパークビル管理組合とする。
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、本会の活動に協力する意思を有しており、会長が承認するもの。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 契約期間は毎年4月1日から翌年3月31日まで年度単位とし、更新 1 か月前までに退会の申し出がない場合は自動更新とする。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者又はその構成員(以下、「反社会的勢力」という。)及び次の各号に該当する者は会員となることができない。

- (1) 自己、自社又は第三者の不正の利益を計る目的もしくは第三者に損害を加える目的を持って反社会的勢力を利用する者
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持運営に協力している者
- (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 反社会的勢力によって実質的に経営を支配される関係にある者

4 会長は、本条第1項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本条第1項の申請をしたものにその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正会員においては、酒田市幸町地内の土地建物の所有者あるいは建物の入居者でなくなった場合。
- (4) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、会長によりこれを除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 入会後に第6条第3項に該当するような者と判明したとき。
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) 会員間において宗教的勧誘、政治的活動その他本会の目的に反する行為が行われたとの報告を受けた場合、事務局は事実関係を調査し、その内容が確認されたとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第9条 会員は、更新の1か月前に会長が別に定める退会届を提出することで、退会することができる。

(年会費)

第10条 正会員及び賛助会員は、別表に定める年会費を納入しなければならない。ただし、総会において徴収しないことを決定した場合はこの限りではない。

- 2 正会員は年会費を免除する。ただし、協議より一定の費用負担をすることができる。
- 3 賛助会員の年会費は、毎年4月に会員宛送付する請求書により、5月31日(休日の場合は翌営業日)までに金融機関から振込により納入する。
- 4 第6条2項で定める年度の途中で入会又は退会する場合であっても、年会費は満額納入とする。

(事業負担金)

第11条 会員は、特定事業の特定財源となる事業負担金を負担することができる。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会の役員は、会長1名、副会長1名及び監事1名とし、それぞれ次の各号のとおりとする。なお、各団体の代表が変更となった場合は、同日付けで、新しくなった代表が役員に就任するものとする。

- (1) 会長は、酒田駅前光の湊A棟管理組合代表とする。
- (2) 副会長は、ミライニパークビル管理組合代表とする。
- (3) 会計監事は、酒田市のミライニ担当課長とする。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 会計監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

第4章 会議

(構成)

第14条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

- (1) 総会は、正会員から構成される。ただし、届出により代理のものが出席できるものとする。
- (2) 幹事会は、会員事業所の担当者、第4条第2項の受託者等及び必要と認めたもので構成する。

(招集)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎事業年度の毎年6月末日までに1回会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会の議長は会長が務める。議長が欠席のときは、総会出席者の中から選任する。

(総会の議事)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 規約の制定及び変更
- (4) 本会の解散
- (5) その他本会の重要事項

(総会の議決及び議決権)

第17条 正会員は、原則1会員につき議決権1を有し、前条の議決は議決権の過半により決定する。

(総会の決議に代わる書面による合意)

第18条 この規約により総会において議決すべきものとされた事項について、議決権を有する会員全員の書面による合意があるときは、総会の議決があったものとみなす。

第5章 財務

(収入)

第19条 本会運営のための必要な資金は、年会費、事業負担金、事業収入、協賛金その他の収入をもって充てる。

(事業年度・会計年度)

第20条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度は設立時より翌年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度終了後2か月間を出納整理期間として、前年度の出納を行うことができる。

(予算の執行)

第21条 事務局が予算を執行する際には、原則として事前に会長、会計監事及び幹事会に報告したうえで行うものとする。ただし、事前に報告することができない場合等は、事後速やかに会長、会計監事及び幹事会に報告する。

(事業報告及び決算)

第22条 本会の事業報告書及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、会計監事の監査を受け、総会で承認を行い、賛助会員に対しては書面による報告を行うものとする。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第6章 その他

(秘密保持)

第23条 本会の会員は、本会の活動に関連して直接または間接に知り得た秘密を保持し、本会の同意なくして第三者に開示してはならない。

(信義則)

第24条 本会の会員は、信義に基づき誠実に活動を遂行する。

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年6月16日から施行する。

この規約は、令和5年6月27日から施行する。

この規約は、令和7年6月12日から施行する。

(別表)

年会費(第10条)

【正会員】

再開発施設区分所有者	再開発施設区分所有者が所属する各管理者組合にて事務局の運営委託費を負担することで、年会費は徴収しないものとする。
------------	--

【賛助会員】

賛助会員	一口1万円
------	-------

※賛助会員には誰でも入会可能